

# 全国健康関係主管課長会議

## 健康局 総務課

### 地域保健室・保健指導室

#### 「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」の見直し

##### 【基本指針の見直しの主な経緯】

- 平成 6年・「地域保健対策の推進に関する基本的な指針（以下、基本指針）」を告示  
（「地域保健法」の一部施行、平成9年「地域保健法」全面施行）
- 平成12年・「介護保険法」の施行、健康危機管理体制の確保などによる基本指針の一部改正
- 平成15年・「健康増進法」の施行、精神障害者対策などによる基本指針の一部改正

##### 【前回の基本指針見直し（平成15年）後の主な状況の変化】

- 平成18年・がん対策基本法及び自殺対策基本法の制定
- 平成20年・医療制度改革の施行（医療計画（4疾病5事業）の策定、特定健診・保健指導の実施）
- 平成21年・新型インフルエンザの流行
  - ・保健師助産師看護師法の一部改正（免許取得後の研修の実施・H22.4.1施行）
- 等

##### 【今後の主な予定スケジュール】

- 平成23年 2月～（予定） ・地域保健対策検討会による議論を再開
- 平成23年 夏頃 ・地域保健対策検討会の取りまとめ

##### 【今後の検討の主な方向性】

- 現状に即した見直し
- 時代の方向性に適った見直し

質の高い地域保健対策の一層の推進

# 保健師等の研修に関する法律と研修ガイドライン

## 地域保健法

第3条 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、当該市町村が行う地域保健対策が円滑に実施できるように、必要な施設の整備、人材の確保及び資質の向上等に努めなければならない。

② 都道府県は、当該都道府県が行う地域保健対策が円滑に実施できるように、必要な施設の整備、人材の確保及び資質の向上、調査及び研究等に努めるとともに、市町村に対し、前項の責務が十分に果たされるように、その求めに応じ、必要な技術的援助を与えることに努めなければならない。

③ 国は、地域保健に関する情報の収集、整理及び活用並びに調査及び研究並びに地域保健対策に係る人材の養成及び資質の向上に努めるとともに、市町村及び都道府県に対し、前二項の責務が十分に果たされるように必要な技術的及び財政的援助を与えることに努めなければならない。

## 保健師助産師看護師法

平成21年7月一部改正 平成22年4月施行

第28条の2 保健師、助産師、看護師及び准看護師は、免許を受けた後も、臨床研修その他の研修を受け、その資質の向上を図るよう努めなければならない。

## 看護師等の人材確保の促進に関する法律

平成21年7月一部改正 平成22年4月施行

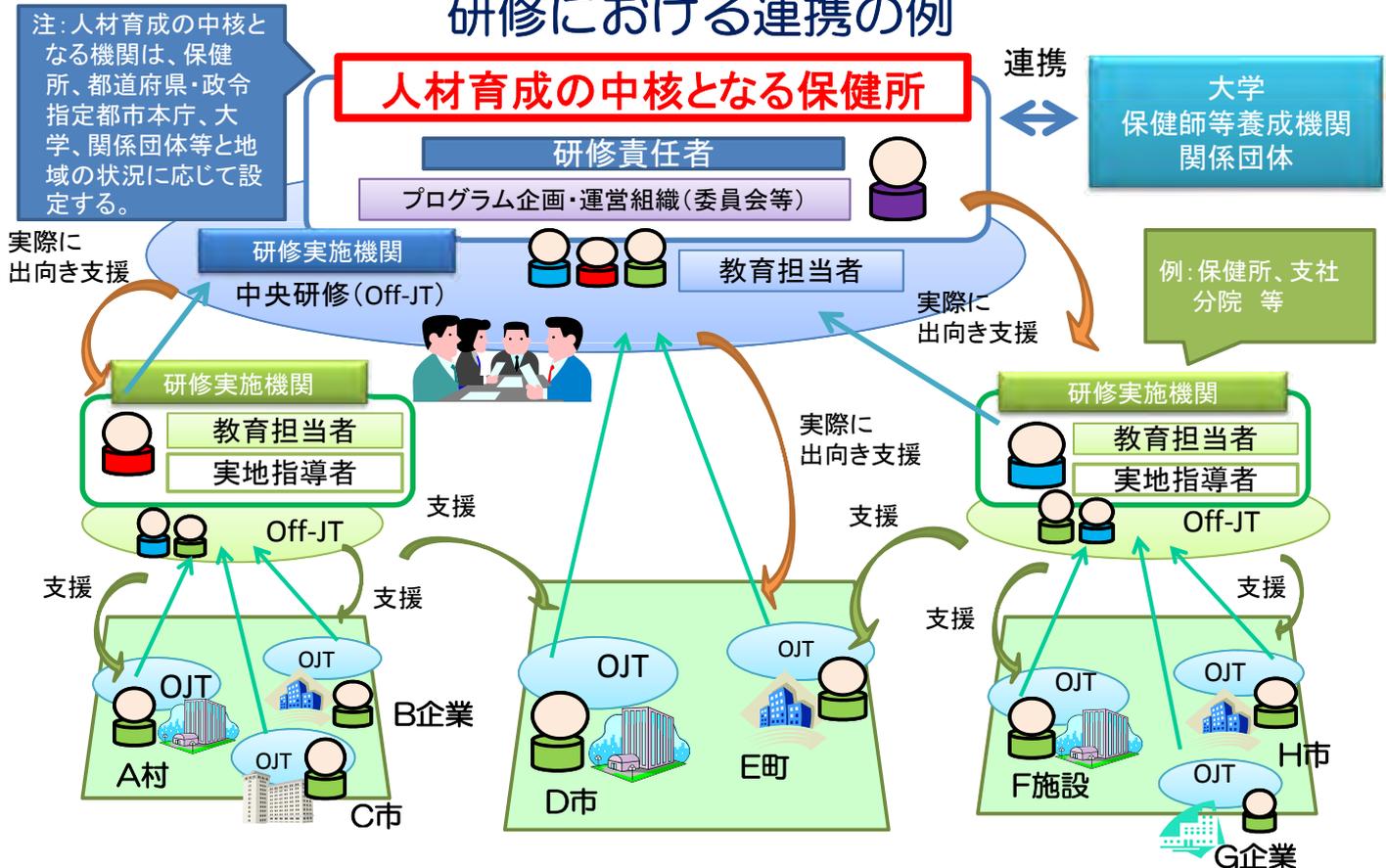
第4条 国は、看護師等の養成、研修等による資質の向上及び就業の促進並びに病院等に勤務する看護師等の処遇の改善その他看護師等の確保の促進のために必要な財政上及び金融上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第5条 病院等の開設者等は、病院等に勤務する看護師等が適切な処遇の下で、その専門知識と技能を向上させ、かつ、これを看護業務に十分に発揮できるよう、病院等に勤務する看護師等の処遇の改善、新たに業務に従事する看護師等に対する臨床研修その他の研修の実施、看護師等が自ら研修を受ける機会を確保できるようにするために必要な配慮その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第6条 看護師等は、保健医療の重要な担い手としての自覚の下に、高度化し、かつ、多様化する国民の保健医療サービスへの需要に対応し、研修を受ける等自ら進んでその能力の開発及び向上を図るとともに、自信と誇りを持ってこれを看護業務に発揮するよう努めなければならない。

## 新人看護職員研修ガイドライン～保健師編～

### 研修における連携の例



※OJT(On the Job Training): 職場内教育 Off-JT(Off the Job Training): 職場外教育

## 平成23年度 保健師人材育成関連予算(案)

### 地域保健従事者現任教育推進事業 平成23年度予算額(案):85百万円

保健師の人材確保・育成対策を推進するため、地域保健従事者に対する人材育成の中核となる保健所等を中心とした現任教育体制を構築する。

#### (1) 地域保健従事者の現任教育体制の構築

【補助先：都道府県、指定都市 補助率：1/2】

- ・人材育成ガイドラインの作成及び評価に係る検討会等開催経費
- ・卒後臨地研修を企画・調整する会議のための開催経費
- ・教育の中核となる保健所等以外の保健所等の研修体制の把握・評価・助言等を行うための旅費
- ・国立保健医療科学院が行う研修に参加する際の旅費及び職員代替経費

#### (2) 中核市等における人材育成ガイドラインの作成及び評価事業

【補助先：保健所設置市（指定都市を除く）、特別区 補助率：1/2】

- ・人材育成ガイドラインの作成及び評価のための検討会等開催経費

#### (3) 保健所保健師等育成支援事業

【補助先：都道府県 補助率：1/2】

- ・新任保健師が行う家庭訪問等に退職保健師などが育成トレーナーとなって同行し助言等を行うための雇上経費（謝金）等
- ・教育の中核となる保健所等が実施する研修に保健所保健師が参加する際の旅費及び職員代替経費

#### (4) 市町村新任保健師等育成支援事業

【補助先：保健所設置市、特別区、市町村 補助率：1/2】

- ・新任保健師が行う家庭訪問等に退職保健師などが育成トレーナーとなって同行し助言等を行うための雇上経費（謝金）等
- ・都道府県が実施する研修に市町村保健師が参加する際の旅費及び職員代替経費

### 保健師管理者能力育成研修事業 平成23年度予算額(案):9百万円

市町村の管理的立場にある保健師を対象に、人材及び業務の管理に必要な能力を向上させるため、全国をブロック別に区分し研修事業を実施する。【本省費】

## 国立保健医療科学院における保健師の人材育成

### 専門課程Ⅱ 地域保健福祉分野

○対象：

- (1) 国や地方公共団体から派遣された保健・福祉分野に従事している職員（保健師、助産師、看護師、管理栄養士、福祉職、事務職など）
- (2) 将来、地域保健福祉分野への就職を志望し、そのために高度の知識を得ようとする方

○実施期間：1年間

○目的：地域保健福祉業務において、指導的立場で実践活動を総合的に推進するために必要な能力を養うことを目的とする

### 専門課程Ⅲ 地域保健福祉専攻科

○対象：

- (1) 国や地方公共団体から派遣され保健・福祉分野に従事している職員（社会福祉士、社会福祉主事、管理栄養士、保健師、看護師、助産師など）
- (2) 地域保健福祉活動の計画や実践、評価などに関する高度の知識を得ようとする方（社会福祉士、管理栄養士、保健師、看護師、助産師、薬剤師など）

○実施期間：3ヶ月（平成23年4月13日～平成23年7月22日）

○目的：保健福祉に関連する業務において、実践活動の質的向上を図るために必要な知識・技術を習得することを目的とする

### 公衆衛生看護管理者研修(実務管理)

○対象：

- (1) 保健師の免許を有し、保健師として都道府県、政令指定都市等に勤務し管理的立場（実務リーダー）にある方
- (2) 前記に掲げる方と同等以上の学識及び経験を有すると院長が認めた方

○実施期間：前期 平成23年5月23日～平成23年5月31日 7日間

後期 平成24年1月11日～平成24年1月13日 3日間 計10日間

○目的：公衆衛生看護活動の管理者として、期待される役割や機能を総合的に相談でき、実務業務へ応用することができる知識と技術の習得を目的とする

### 公衆衛生看護管理者研修(人材管理)

○対象：次世代の人材育成を施策的に実行していく公衆衛生看護管理者の役割を認識し、そのために必要な知識、技術の習得を目的とする

○実施期間：平成23年9月13日～平成23年9月16日 随時：遠隔教育(4コマ) 計集合研修4日間+遠隔教育

○目的：次世代の人材育成を施策的に実行していく公衆衛生看護管理者の役割を認識し、そのために必要な知識、技術の習得を目的とする

地域・職域連携推進事業における自殺・うつ病等対策の強化

平成23年度 地域・職域連携推進事業 予算額(案):53百万円

平成22年度までの地域・職域連携推進事業

都道府県地域・職域連携推進協議会

〈地域〉 都道府県等	〈関係機関〉 医師会 看護協会 保険者協議会 等	〈職域〉 労働局 事業者代表 産業保健 推進センター 等
---------------	--------------------------------------	--

2次医療圏地域・職域連携推進協議会

〈地域〉 保健所 市町村 住民代表 地区組織 等	〈関係機関〉 医師会 医療機関 等	〈職域〉 事業所 労働基準監督署 商工会議所 健保組合 地域産業保健 センター 等
---	----------------------------	---

今までの事業内容

- 地域・職域連携により実施する保健事業等について企画・立案、実施・運営、評価等を行う
- 特定健診・保健指導の結果データ等を基に、管内の事業の評価・分析
- 特定健診・保健指導、各種がん検診等の受診率向上のための情報収集・共有
- 共同事業の検討・実施 等



平成23年度 自殺・うつ病対策

保健所 うつ・精神

既存の地域職域・連携推進協議会に以下の支援実務者の追加

民生委員	市町村 (担当保健師)	学識経験者
病院・診療所 (精神・診療内科)	産業医	産業保健師
	消防	薬局
		警察
NPO・ボランティア	事業所労務担当者	
地域産業保健センター	自死遺族の会	

会議の内容

- 企業(特に中小民間)の休職者等に対する支援実務者の連携・強化を図る
- 情報、課題の共有
- 事例検討会の開催
- 自殺未遂者等一人ひとりの状況に応じた検討



労働  
過労・失業  
経営不振

学校  
いじめ

弁護士会  
多重債務

地域の实情に応じた具体的な自殺・うつ病予防対策

- 調査研究事業
- 地域産業保健相談・マネジメント事業
- 環境整備事業